

第3章 計画の基本的な考え方と体系

1 基本理念

本市の子どもに関する施策を推進するにあたり、本計画で目指す基本理念を次のとおり掲げます。

- (1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

権利委員会では、子どもの権利保障を進めるためには、条例に示される子どもの権利に関する考え方が広く理解されることにより、子どもの権利をよりよく保障していくことが大切であるとしています。

条例は、その前文で子ども及び子どもの権利に対する基本的な考え方を示していますが、その内容は、子どもの権利に関連する各施策を進める上で欠かすことのできないものです。そのため、本計画では、条例の前文を基本理念として取組を推進します。

(1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である

これは、条例策定時の平成11（1999）年12月に川崎子ども集会代表者会議によって出された川崎子ども集会アピールである「一人ひとりの違いが個性として認められ、自分が自分であることを大切に」してほしい、「子どもを大人より下の存在としてではなく一人の人間として平等にみてほしい」という願いが反映されたものとなっています。

(2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである

条約では、子どもを「保護される対象（客体）」から「権利を行使する主体」として「子ども観」を転換しており、条例においてもこのことを基本としています。そして、子どもの権利を「子どもの最善の利益の確保」、「差別の禁止」、「子どもの意見の尊重」といった国際原則の下で、子どもにとってなくてはならないものであるとしています。

(3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる

子どもの権利が守られ、行使されて初めて実現される「豊かな子ども時代」について触れています。さらに、条例策定時の議論の中で大きな関心を集めた「権利の相互尊重」については、子どもたちからの要望を入れる形で位置付けられました。

(4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである

児童憲章¹³では、子どもは「社会の一員」として重んぜられるとされていますが、条例においても、現在の社会に生きる同じ人間同士という視点で子どもと大人の対等性を表現しています。

(5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている

条約が重視する世界中の子どもの権利保障に向けての、本市における子どもの役割を表しています。

(6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

「子ども最優先」という国際原則を踏まえた、市による子どもの権利保障の取組の重要性を示しています。市は、それぞれの子どもにとって必要な権利が保障されるよう施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

¹³ 児童憲章：日本国憲法に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るため、昭和26（1951）年に制定された憲章（国の重要な原則）です。

2 基本目標

基本理念を踏まえ、子どもの権利を保障する上で目指すべき3つを基本目標としています。権利委員会では、条例の目指すところとして、「子どもの安心」、「子どもの自己肯定感の向上」、「子どもの意見表明」、「子どもの参加」、「子どもにやさしいまち」は大きな柱であるとしています。いずれも子どもの権利を保障する上でたいへん重要な項目であることから、これらを次の3項目に整理して基本目標としています。

(1) 子どもの安心と自己肯定感の向上

子どもが差別を受けず、虐待やいじめ等から守られ、安心して生活し、自己肯定感を持てることを目指します。

自己肯定感とは、ありのままの自分を肯定的にとらえ、自分が自分であって大丈夫と思える気持ちです。第4回の実態・意識調査での分析では、自己肯定感が高いほど、疲れや不安などを感じにくく、大人に相談しやすい傾向があることが分かっています。

子どもは、子どもの権利について学習することで、自分にも権利があることを認識し、自分が大切にされていい存在なのだということに気づくことができます。ひいては、他の者の権利を尊重する力や権利を行使する責任などを身に付け、お互いに尊重し合えるようになります。

子どもが、その権利が保障される中で安心して豊かな子ども時代を過ごせるためには、子どもが条例の学習などにより権利について理解する機会を確保することはもちろん、子どもを取り巻く大人も権利についての理解を深めることが必要です。

子どもの権利についての関心と理解をより一層深めるため、条例の広く効果的な普及を目指します。

(2) 子どもの意見表明・参加の推進

子どもは大人とともに社会を構成するパートナーであり、子どもには社会に参加する権利があります。子どもは社会の中で子どもとして固有の役割を持っており、家庭、学校や子どもに関わる施設、地域、そして市政と、子どもがさまざまな場面に応じて意見を表明することとは、単に子どもに対する意見を聴く機会の保障ではなく、私たちの社会が、いかにして社会の一員である子どもの意見を尊重し活かしていけるかということなのです。

子どもが、大人に一方的に決められるままではなく、子どもから自主的・自発的に、どこでも何に対しても参加できることで、現在、そして未来の社会の担い手として育つことができます。

子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、子どもの意見表明と参加を促進し、あらゆる場面において子どもの意見が反映されることを目指します。

(3) 子どもにやさしいまちづくりの実現

子どもの権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければなりません。そのために市は、あらゆる施策を通じて、子どもの最善の利益に配慮し、教育、福祉、医療等の連携・調整を図り、一人ひとりの子どもに向き合って支援することで、子どもの権利を尊重し、保障する責務があります。

子どもが愛情と理解をもって生まれ、安心して生活することができるまち。一人の人間として子どもの尊厳が認められ個性や他者との違いが認められるまち。どの子どもにもホッとできる居場所があるまち。子どもが悩んだり困ったりしたときにいつでもどこでも相談ができ、いきいきと育つことができるまち。川崎市は子どもの笑顔が、家庭に、学校に、街角にあふれる、そんな「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。



3 施策の方向

基本目標を踏まえ、各施策の条例のなかでの位置付けを明確にするため、条例の各章の趣旨を示したものを「施策の方向」に位置付けます。

また、本計画の基本目標がどの程度達成されているかを客観的に評価するため、施策の方向ごとに「成果指標」を設定します。それぞれの目標値は、計画期間中に 2～5 ポイント程度の改善を目指して設定しています。

なお、5つの指標は、すべて第6回の実態・意識調査報告書（平成30（2018）年）を出典としています。

施策の方向 I

広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援（条例第1章）

条例第6条は「市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるもの」としています。条例の目的である子どもの権利の保障のためには、子どものみならず、大人にも子どもの権利についての意識を普及することが重要であることから、より多くの市民が子どもの権利への関心と理解を深められるよう、さまざまな媒体による効果的な広報や、市民参加のもとでの子どもの権利の啓発イベントなどを行います。

→ [推進施策と取組/P.28~]

成果指標

条例を「知っている」、「聞いたことがある」と回答する市民の割合

現状	計画期間の目標値（令和4年度）	第5次の目標値（参考）
49.7%（子ども：11～17歳）	54.0%以上	48.0%以上
38.3%（大人：18歳以上）	43.0%以上	34.0%以上

設定の理由：子どもの権利について明示した条例を知っている市民が増えれば、子ども自身や子どもの周囲の大人の意識や行動が変わり、直接的又は間接的に子どもの権利の保障につながっていくと考えることができるため。目標値は、それぞれ現状から約4～5ポイントの増加を目指す。

→ [P.8 参照]

施策の方向Ⅱ

個別の支援（条例第2章）

条例第16条は「子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援をうけることができる」としています。子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもが置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。 → [推進施策と取組/P.30~]

成果指標

子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」、「だいたい思う」と回答する市民の割合

現状	計画期間の目標値（令和4年度）	第5次の目標値（参考）
80.3%（子ども：11～17歳）	83.0%以上	83.0%以上
75.2%（大人：18歳以上）	77.0%以上	65.0%以上

設定の理由：子どもが文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず尊重されているかどうかによって、子どもの置かれている状況に応じた市による個別の支援の取組の度が推測できるため。子どもの目標値は、第5次において未達成のため、引き続き83.0%以上を目指す。大人は、現状から約2ポイントの増加を目指す。 → [P.55 参照]

施策の方向Ⅲ

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

条例第3章（第17～28条）は、家庭、育ち・学ぶ施設¹⁴、地域が子どもの権利保障に果たす役割や責務を定めています。子どもが育つあらゆる場所において子どもの権利が保障されるように、親に対する子育て支援、保育園、学校等の職員に対する研修、地域における子どもの活動の支援等を行います。 → [推進施策と取組/P.32~]

成果指標

条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」、「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

現状	計画期間の目標値（令和4年度）	第5次の目標値（参考）
22.6%	13.0%以下	15.0%以下

設定の理由：子どもに関わる職員が条例についての理解を深め、子どもの権利に関する意識を醸成することで、育ち・学ぶ施設等における子どもの権利保障が促進されることが期待できるため。目標値は、第5次において目標を達成できていないものの、職員が条例を理解していないことは見過ごせない状況であるため、現状から約10ポイントの改善を目指す。 → [P.51 参照]

¹⁴ 育ち・学ぶ施設：条例では、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設を「育ち・学ぶ施設」としています（条例第2条第1項第2号）

施策の方向Ⅳ

子どもの参加（条例第4章）

条例第15条は「子どもは、参加することができる」とし、第4章（第29～34条）にて子どもの参加を促進するための仕組等を定めています。子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、家庭、育ち・学ぶ施設、地域、そして市政と、あらゆる決定の機会に子どもが参加し、意見を述べる機会を整える取組を進めます。 [→推進施策と取組/P.39～]

成果指標

地域の話し合い（子ども会議、学校教育推進会議など）に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値（令和4年度）	第5次の目標値（参考）
70.6%（子ども：11～17歳）	60.0%以下	60.0%以下

設定の理由：地域の話し合いへの子どもの参加が増えることで、子どもの参加・意見表明が促進されると考えられるため。目標値は、第5次において未達成のため、引き続き60.0%以下を目指す。

→ [P.14 参照]

施策の方向Ⅴ

相談及び救済（条例第5章）

条例第35条は「子どもは権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる」としています。子どもに、適切な相談の機会が、ふさわしい雰囲気の中で確保されることを保障するために、子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談ができ、それぞれの子どもの権利侵害の特性に配慮した対応ができる環境を整えます。さらに、権利侵害からの救済制度については、より広く周知することが必要です。 [→推進施策と取組/P.42]

成果指標

困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」、「したいと思わない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値（令和4年度）	第5次の目標値（参考）
52.4%（子ども：11～17歳）	47.0%以下	60.0%以下

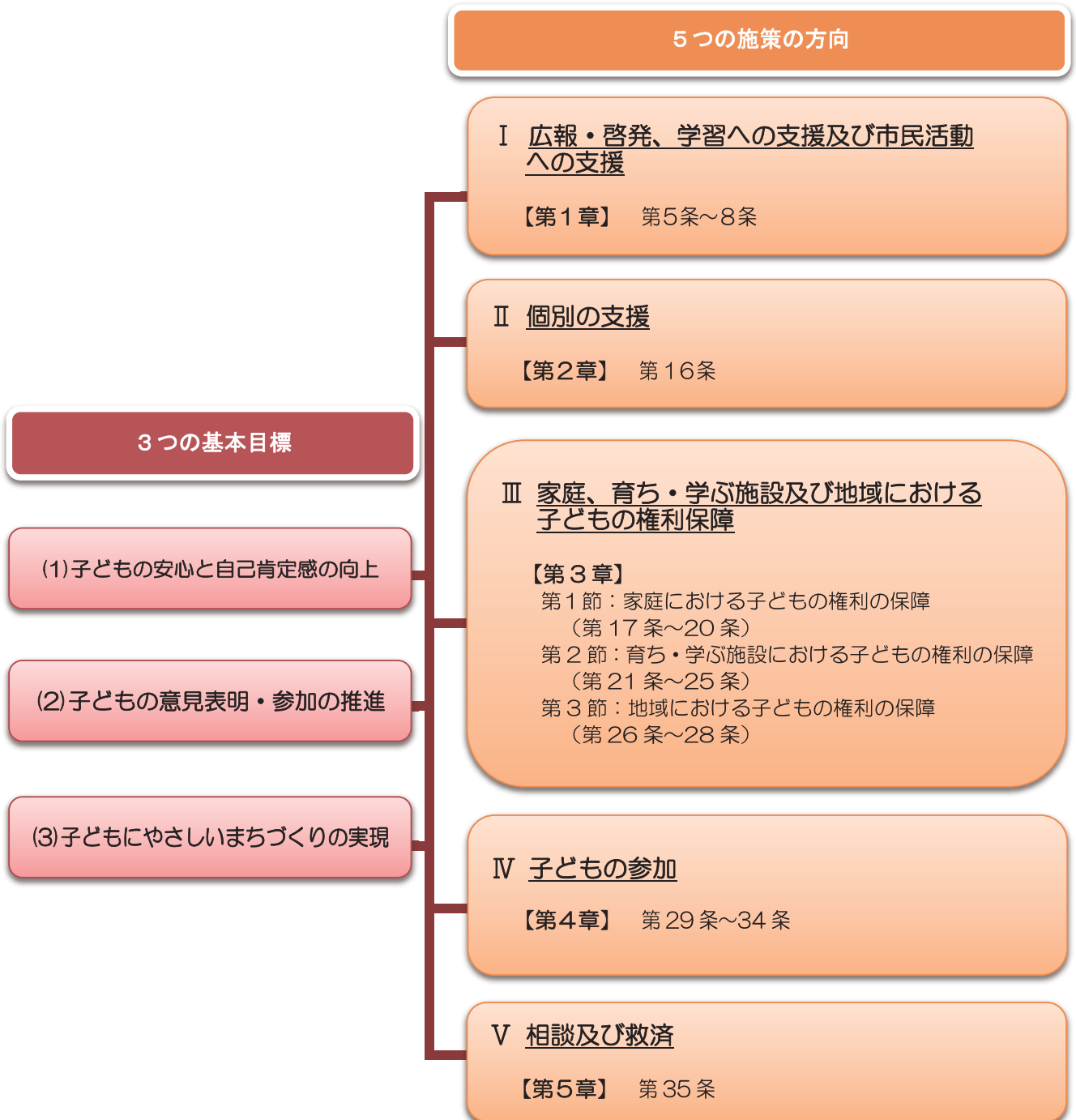
設定の理由：子どもが困ったり悩んだりするときに相談しやすい環境を整えることが、子どもの権利の救済につながると考えることができるため。目標値は、現状から約5ポイントの改善を目指す。

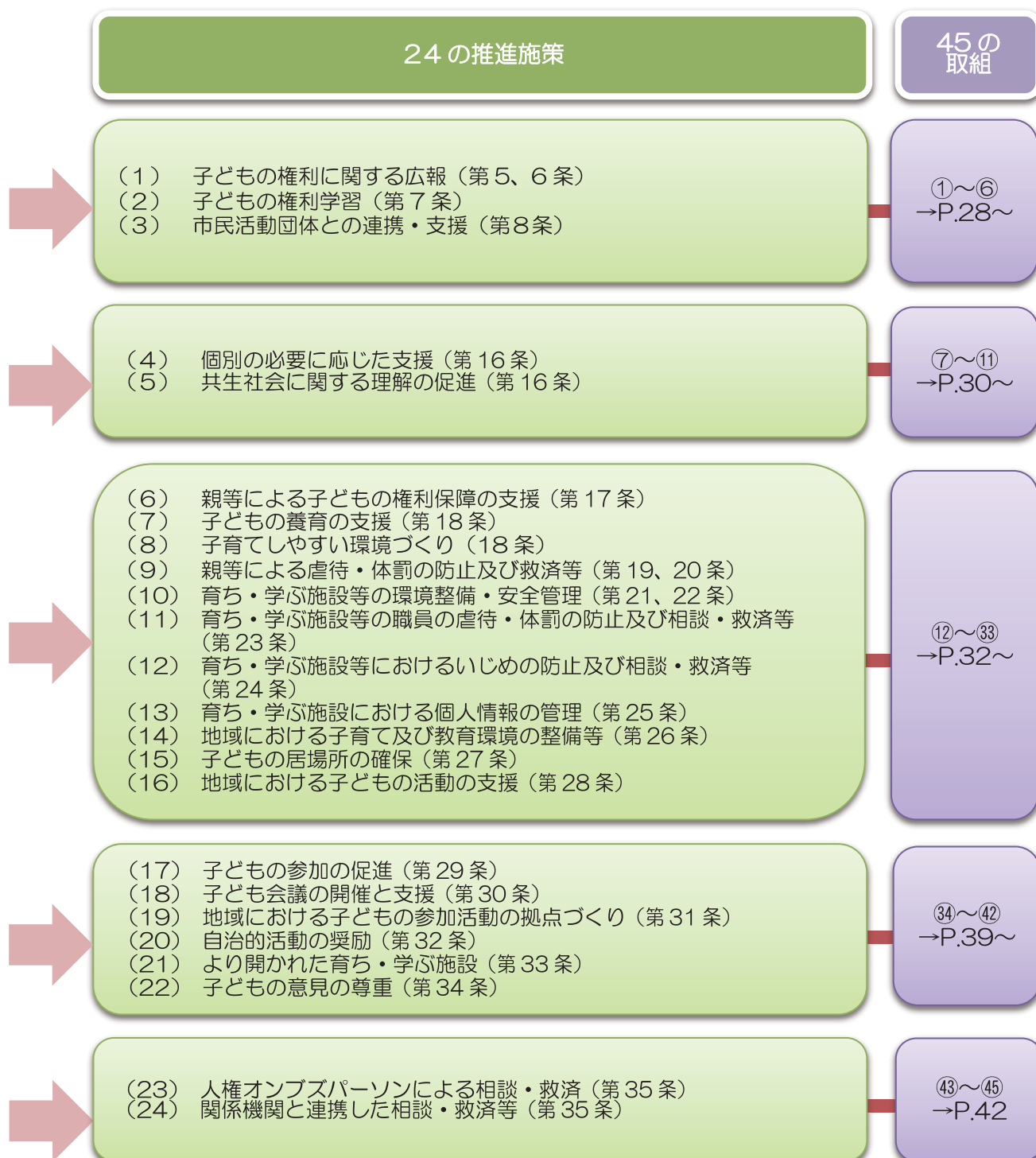
→ [P.15 参照]



【計画の体系図】

本計画では、基本理念を踏まえ、次のとおり3つの基本目標と5つの施策の方向、24の推進施策を位置付け、45 の取組を推進します。また、特に重点的に取り組むものとして2つを位置付け、子どもの権利を保障する施策を推進します。





<重点的取組> →P.43～

1 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組	⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗
2 子どもの参加を支援する取組	㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲

第4章 推進施策と取組

条例の第1章から第5章の趣旨を示した5つの施策の方向の下に、条例の条文に基づく24の推進施策を位置付け、45の取組を推進します。

施策の方向 I

広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援（条例第1章）

市民が条例への関心と理解を深め、子どもの権利に関する意識が普及するために、子どもの権利に関する啓発イベントや広報の実施、子どもの権利の学習機会の推進等に努めます。

推進施策（1）子どもの権利に関する広報

子どもの権利についての関心と理解を深めるために、子どもの権利に関する広報・啓発事業等を市と市民の協働のもとに行います。

1 計画期間の取組内容

かわさき子どもの権利の日（11月20日）の前後の期間において、市民参加のもと、かわさき子どもの権利の日事業をはじめとした子どもの権利についての広報・啓発事業を実施します。

[該当条文] 第5条（かわさき子どもの権利の日）

おもな所管

こども未来局

2

条例の認知度を上げるとともに子どもの権利に関する理解と関心を深めるため、条例や子どもの権利の内容について、親子向けイベントでの啓発活動等さまざまな媒体や手法を用いて子どもやその保護者に対して広報・啓発事業を実施します。

[該当条文] 第6条（広報）

こども未来局
教育委員会事務局

推進施策（2）子どもの権利学習

子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。

3 計画期間の取組内容

親等による家庭教育の支援、「子どもの権利に関する週間¹⁵」をはじめとする学校教育、市民館での人権学習等の社会教育により、子どもの権利に関する意識の普及等を推進します。

おもな所管

教育委員会事務局

4

学校や施設の職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関係するすべての者が条例について十分に理解し、子どもの権利に関する認識を深めるために、条例の意義や権利保障のあり方等についての研修を行います。

健康福祉局
こども未来局
教育委員会事務局

5

川崎市子ども会議の開催や行政区・中学校区における子ども会議の取組の支援により、子どもの自主的な権利学習を支援します。

教育委員会事務局

〔該当条文〕 第7条（学習等への支援等）

推進施策（3）市民活動団体との連携・支援

子どもの権利の保障に努める市民及びNPO等の市民活動団体の活動に対し、連携の促進等の支援を行います。

6 計画期間の取組内容

子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関による地域のネットワークを構築し、子育て関連イベント等における連携を進めます。

おもな所管

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

〔該当条文〕 第8条（市民活動への支援等）

¹⁵ 子どもの権利に関する週間：「かわさき子どもの権利の日」前後に、子どもの権利についての学習や学校のさまざまな活動を地域に公開する等、「より開かれた学校づくり」を推進する一環として設定した取組。

施策の方向Ⅱ

個別の支援（条例第2章）

子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもの置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。

推進施策（4） 個別の必要に応じた支援

国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。

7 計画期間の取組内容

国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語を用いた情報発信を行います。また、外国人の親等に向けた各種相談・支援事業を行うとともに、外国につながるのある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、日本語指導等の支援体制の整備を図ります。

おもむき所管

総務企画局
市民文化局
こども未来局
区役所
教育委員会事務局

8

性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画や性的マイノリティに関する学習を支援し、各種相談事業とその広報を行います。

市民文化局
健康福祉局
こども未来局
教育委員会事務局

9

身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。

健康福祉局
こども未来局
区役所
病院局
教育委員会事務局

10

児童養護施設等に入所する子どもへの子どもの権利ノートの配布等、権利保障の仕組みづくりや、不登校の子どもへの家庭訪問や適応指導教室等を実施します。

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

[該当条文] 第16条（個別の必要に応じて支援を受ける権利）

推進施策（5）共生社会に関する理解の促進

さまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。

11 計画期間の取組内容

外国籍や障害などさまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重されるよう、市民等の理解の促進を図ります。また、学校において、さまざまな文化を尊重し合い、互いを認め合う取組を進めるとともに、いじめや不登校の未然防止に向けて、「かわさき共生＊共育プログラム」等により、豊かな人間関係を育み、共生社会の形成をめざした教育を推進します。

[該当条文] 第16条（個別の必要に応じて支援を受ける権利）

おもな所管

市民文化局
健康福祉局
区役所
教育委員会事務局



施策の方向Ⅲ

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。

家庭における子どもの権利保障（条例第3章第1節）

推進施策（6）親等による子どもの権利保障の支援

親等が、子どもの最善の利益を確保して、年齢と成長に応じて子どもの権利を保障できるよう、必要な支援を行います。

12

計画期間の取組内容

親等の子どもの権利への関心と理解が深まるよう、条例や子どもの権利について、さまざまな場で広報し、研修や講演会等の学習機会を提供します。

[該当条文] 第17条（親等による子どもの権利の保障）

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

推進施策（7）子どもの養育の支援

親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。

13

計画期間の取組内容

さまざまな機会を通じて子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。

14

各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。

[該当条文] 第18条（養育の支援）

おもな所管

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

健康福祉局
こども未来局
区役所

推進施策（8）子育てしやすい環境づくり

事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方や職場環境に関する啓発を行います。

15 計画期間の取組内容

仕事を持つ親等が安心して子育てしやすいよう、事業者や市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方¹⁶や取組についての普及・啓発を行います。

おもな所管

市民文化局
こども未来局

[該当条文] 第18条（養育の支援）

推進施策（9）親等による虐待・体罰の防止及び救済等

親等による虐待・体罰の未然防止、予防に向けた啓発活動の充実及び虐待等の早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のための支援を行います。

重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

16 計画期間の取組内容

要保護児童等の適切な保護や相談支援を実施するため、児童相談所や区の体制強化や児童家庭相談支援機能の充実に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」等、各種関係機関の連携により、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。

おもな所管

こども未来局

重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

17

親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や新生児訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発及び相談体制を充実するなど親支援を通じた虐待予防事業を実施します。

こども未来局

重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

18

各種相談事業や、児童相談所、区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。

こども未来局
市民オンブズマン事務局
教育委員会事務局

[該当条文] 第19条（虐待及び体罰の禁止）、第20条（虐待からの救済及びその回復）

¹⁶ ワーク・ライフ・バランスの考え方：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を指します（出典：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（内閣府））。

推進施策（10）育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理

子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境整備を行います。また施設の安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。

19 計画期間の取組内容

学校や子ども夢パーク、こども文化センター等において、親等や地域の住民と連携を図りながら、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備します。

[該当条文] 第21条（育ち・学ぶ環境の整備等）

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

20

保育園や学校、こども文化センター等における施設整備等、子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるよう、安全管理体制を整備します。

[該当条文] 第22条（安全管理体制の整備等）

こども未来局
教育委員会事務局



推進施策（11） 育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等

育ち・学ぶ施設等の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。また、子どもへの虐待及び体罰に関する相談体制を整備するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

21 計画期間の取組内容

条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

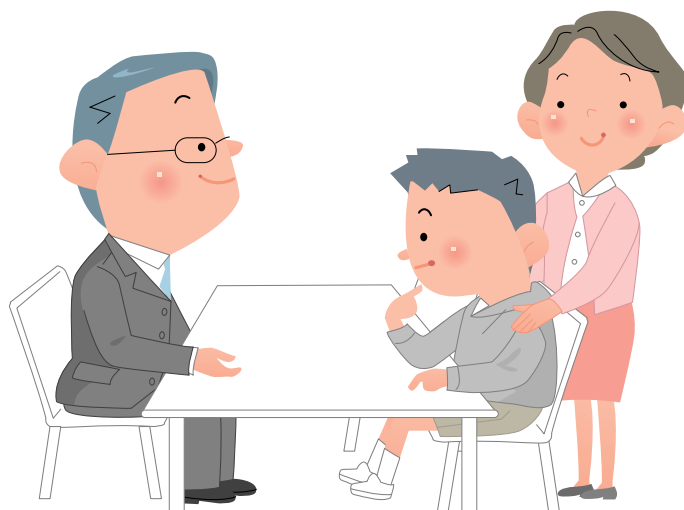
重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

22

育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。

こども未来局
教育委員会事務局

[該当条文] 第 23 条（虐待及び体罰の禁止等）



推進施策（12） 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等

いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

23 計画期間の取組内容

子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守るよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。

おもな所管

教育委員会事務局

24

育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員の人材育成として、実践報告会や交流会など個々の業務に即した内容でいじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行い、人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。

重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

教育委員会事務局

25

学校等において、各種相談カードの配布等による救済制度の周知や社会福祉や心理の専門性を持った職員の配置などにより、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、いじめの発生を未然に防止します。

重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

市民オンブズマン事務局
教育委員会事務局

[該当条文] 第24条（いじめの防止等）

推進施策（13） 育ち・学ぶ施設における個人情報の管理

育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。

26 計画期間の取組内容

学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等は公正に作成し、個人情報保護条例等に基づき適切に管理して、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

[該当条文] 第25条（子ども本人に関する文書等）

推進施策（14） 地域における子育て及び教育環境の整備等

子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全の下で行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。

27 計画期間の取組内容

子どもにとって安全・安心なまちづくりに向け、防犯や交通安全等の対策事業を実施します。また、川崎市青少年育成連盟及び構成団体や青少年指導員連絡協議会など各種活動団体や地域教育会議等による地域の子育てや教育環境の整備に向けた取組を支援します。

おもな所管

市民文化局
こども未来局
教育委員会事務局

28

幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、一人ひとりの子どもへの支援を円滑に引き継ぎます。

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

29

地域の関係機関・団体が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない支援を行います。

こども未来局
区役所

[該当条文] 第26条（子どもの育ちの場等としての地域）